

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和 2 年度	対象部局等	財務部		納税課
報告書ページ	26 ページ (4) ①		区 分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>特別徴収義務者の長期未納者への対応</p> <p>福島市の平成 29 年度末（平成 30 年 3 月 31 日）における特別徴収義務者の未納者（給与支払事業所）数は 438 件、未納額は 78,570,457 円である。特別徴収額は従業員からの預り金であり、当該資金を納付せずに事業資金として流用した場合は業務上横領に相当する行為である。このため、特別徴収義務者の滞納者については、滞納処分の実行による回収促進だけでなく、滞納処分による回収が困難かつ悪質な事業者は、公務員の告発義務に従って刑事告発するなどの厳格な対応を検討すべきである。（要約）</p>				
講じた措置の内容	<p>催告指導に応じない滞納者においては、税の公平・公正の原則に立ち、財産の差押や公売など厳正なる滞納処分を強化してまいります。</p> <p>さらに今後、納付意思もなく滞納処分の実効性もない、特に悪質な事案があれば状況に応じ、法に基づいて対応してまいります。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和2年度	対象部局等	財務部		納税課
報告書ページ	27ページ (4)②		区 分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>差押財産の換価</p> <p>個人市民税を含む市税の滞納者で、平成9年から差押さえている自宅土地建物が、令和2年11月現在も売却されていない例が検出された。差押開始から20年以上経過している上、滞納額も2百万円を超えていることから、国税徴収法の規定に基づいて遅滞なく公売による換価を実施すべきである。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>滞納者自らが、本市差押財産に関して任意売却の意思を示すと共に、分納履行中であったため公売手続きを中断しておりましたが、現在、分納不履行が続く等、納税誠意も見られない状況のため、国税徴収法の規定に基づき今年度、公売による換価を実施してまいります。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和 2 年度	対象部局等	財務部		納税課
報告書ページ	28 ページ (4) ③		区 分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>財産調査で判明した預金の差押実行に係る判断</p> <p>市税の滞納整理記録に、財産調査により預金（100 万円）の存在を確認したが、生活保護の対象となる可能性があるため差押えない旨が記載された事例があった。納税課の判断により滞納処分を停止したものだが、滞納処分の停止は、債務者の財産及び収入の状況を整理し、起案書等に基づいて市長の承認を得た上で実施すべきである。（要約）</p>				
講じた措置の内容	<p>地方税法に基づき滞納処分の執行停止を行うべき事案と判断された場合には、今後、速やかに実施してまいります。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和 2 年度	対象部局等	財務部		納税課
報告書ページ	29 ページ (4) ④		区 分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>会社経営者である個人の市税滞納者の財産調査</p> <p>市税の滞納整理記録の中に、会社経営者である高額滞納者の例が複数件発見された。法人財産の差押えを視野に入れた滞納整理を検討するため、会社役員である滞納者は、当該役員が経営する法人の決算報告書及び添付書類たる勘定科目内訳書を収集し、財産の状況を調査すべきである。</p> <p>(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>差押については、換価可能財産を発見次第、法令に基づき速やかに滞納処分を実施しているところではありますが、今後においては財産調査についても、滞納者の担税力の把握と滞納の原因究明、滞納処分の差押可能財産を早期かつ的確に確認することが極めて重要であることから、ご指摘の資料収集を含め関係官公署と連携しながら財産調査を実施してまいります。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に (要約) と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和 2 年度	対象部局等	財務部	納税課
報告書ページ	3 4 ページ (4) ③	区 分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>滞納税額の納付に係る充当順序と延滞金の計算</p> <p>市税債権は、滞納税額の本税が納付された時点で延滞金が課されている。一方、滞納者が税を納付した場合、本来は延滞期間が長い（古い）債権から充当すべきところ、当年度の調定額を先行して充当する事例が見受けられた。滞納者による市民税の納付は、納付書で納付金の対象年度等が明示されている場合を除き、古い債権から順に回収したものとして取扱うことが望ましい。（要約）</p>			
講じた措置の内容	<p>滞納税額の納付に係る充当順序につきましては、滞納者へ十分な説明を行い、最終的には双方の合意の元で、実施してまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和 2 年度	対象部局等	財務部		納税課
報告書ページ	35 ページ (4) ④		区 分		指摘
				○	意見
指摘等の内容	<p>休眠会社に対する徴収事務の執行</p> <p>休業届が提出されている法人の最終年度の均等割の徴収額を確認したところ、月割りによる金額は正確に計算されていたが、未納のものがあつた。納税課担当者へ状況を問い合わせたところ、催告通知を送付し、預金調査により法人の口座に残高がないことを確認しているが、代表者への電話連絡等は行っていないとのことであつた。督促の手続は滞納額の多寡だけではなく、回収可能性の程度を加味して行うことが望ましい。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>休業届が提出されている法人の均等割の徴収につきましては、財産調査により預金等の資産が無い場合は、代表者への電話連絡等の方法も用いながら厳正なる滞納整理を実施してまいります。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和 2 年度	対象部局等	財務部		納税課
報告書ページ	39 ページ (4) ①		区 分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>十分な調査に基づく不納欠損処理</p> <p>滞納者の死亡により配偶者への相続が行われているにも関わらず、延滞金の不納欠損処理に当たり、相続人の支払能力の検討等が不十分な事例があった。不納欠損処理は、滞納者の直近時点の所得や資産に係る状況を再確認し、支払能力を十分検討した上で実施すべきである。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>滞納者が死亡し、その債務を継承した相続人に対し不納欠損処理を行う場合は、相続人の財産調査により納付資力を十分に検証した上で実施してまいります。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和 2 年度	対象部局等	財務部		納税課
報告書ページ	39 ページ (4) ②		区 分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>滞納債権に係る担保不動産の換価手続</p> <p>滞納者の死亡後に差押不動産の処分が長期間放置されている債権が検出された。差押物件が換価不能であり、かつ、相続人の支払能力がないのであれば、長期の未納債権を放置することなく、未納債権の不納欠損処理を検討すべきである。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>今後も換価の見込みがない未納債権については、今年度、不納欠損処理を実施してまいります。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和 2 年度	対象部局等	財務部		納税課
報告書ページ	4 2 ページ (4) ①		区 分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>減免処理した延滞金の消込処理漏れ</p> <p>延滞金の計算過程を確認した結果、本税の納付時に延滞金を減免したにもかかわらず、システム上延滞金が残っている納税者が 1 件抽出された。本税が平成 8 年度及び平成 9 年度と古いものなので、現状のシステムで対応できなかったものと思われるが、当該延滞金はシステムから削除すべきである。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>ご指摘のとおり削除いたしました。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 3

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	令和2年度	対象部局等	財務部	市民税課
報告書ページ	47ページ (4)①		区分	意見
意見の内容	<p>帳簿（入湯税徴収原簿）の保存期間</p> <p>市税条例の定めでは入湯税徴収原簿の保存期間は1年だが、「入湯税特別徴収の手引」では帳簿（入湯税徴収原簿）の保存期間を「1年間保存をしなければなりません、可能な限り5年間保存してください。」としている。入湯税に係る税務調査を円滑かつ効率的に実施するためには、福島市税条例を改正して5年以上の保存期間を義務付けることが望ましい。 (要約)</p>			
検討内容	<p>市税条例に、入湯税徴収原簿の保存期間を1年間と規定されていることから、「入湯税特別徴収の手引」中の「可能な限り5年間保存してください」の文言については、削除いたします。</p> <p>なお、現在、本市では、特別徴収義務者が納入申告書を提出しなかった場合は、保存期間が所得税法等において5年または7年と定められている事業所得等の帳簿書類を基に、調査の上、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定しております。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和2年度	対象部局等	健康福祉部	長寿福祉課
報告書ページ	49ページ (4) ①	区分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>老人福祉施設措置費負担金の徴収額決定に係る根拠資料</p> <p>平成30年度の被負担者の中に、前年度の所得状況等を確認できる資料がないにもかかわらず、前年度所得税を非課税として階層区分を決定していたものがあつた。負担金決定に係るチェック体制を強化し、必要資料を入手した上で階層区分を決定し、根拠資料を整理保管すべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>被措置者及び扶養義務者の負担金徴収額を決定するため、毎年、被措置者等に対し、所得状況等の確認できる資料の提出を求めています。負担金徴収額を求めた後、被措置者等の根拠資料は被措置者の個別ファイルに綴ることになっておりました。</p> <p>しかし、負担金徴収額は短期間で決定しなければならず、被措置者等の根拠資料を個別ファイルではなく、一時保管を目的とした別ファイルに綴っていたことにより、被措置者等の根拠資料の保管方法が複数となつてしまい、資料が紛れ、根拠資料が不明となった可能性が発生しました。</p> <p>令和2年度より根拠資料の算定後に、別ファイルに保管せず、速やかに被措置者の個別ファイルに綴ることを徹底するとともに、チェック体制を強化し、複数の目で被措置者等の負担金徴収額を確認することといたしました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和2年度	対象部局等	健康福祉部	長寿福祉課
報告書ページ	50ページ (4)②	区分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>督促状への履行期限の記載</p> <p>平成31年4月以後の督促状を確認したところ、督促状に記載すべき履行期限（督促状発送日から15日以内）を超過する期限を記載しているものがあった。督促状で指定する履行期限は、条例に基づく期限を記載すべきである。（要約）</p>			
講じた措置の内容	<p>督促状の履行期限が規定されている福島市債権管理条例施行規則及び地方自治法の解釈、運用を誤ったため、履行期限を超過した督促状を送付していました。改めて、法令根拠を確認し、設定した履行期限が誤りであることを認識いたしました。</p> <p>令和3年度以降は、福島市債権管理条例施行規則等に関し、職員の理解を徹底し、事務の誤りが発生しないようにするとともに、決裁過程にて履行期限の確認を行い、再発防止に努めることといたしました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和2年度	対象部局等	健康福祉部	長寿福祉課
報告書ページ	50ページ (4)③	区分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>長期滞納債権の回収業務</p> <p>長期滞納債権の回収促進は、電話、訪問での納付相談により分納誓約書を取り交わす等の対応が行われているが、強制執行等の法的手続による積極的な回収管理が行われていない。強制執行等の制度を検討することなく時効を迎えて不納欠損処理が行われる場合、納付に誠実に取り組む被措置者と比較して公平性に欠ける。このため、徴収の公平性と回収コストを勘案し、例えば一定額以上の滞納者に対して、法的措置も視野に入れた積極的かつ効率的な回収管理を検討することが望ましい。</p> <p>(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>養護老人ホームは環境上及び経済的理由（市県民税の所得割非課税）により、家庭で養護困難な65歳以上の高齢者が市の措置により入所しております。また、特別養護老人ホームにおいては、「高齢者の年金を家族が本人に渡さないなど、高齢者自身が費用負担できない場合でも、『やむを得ない措置』を行うべきときは、まず措置を行うことが必要である（H13.9.8 全国介護保険担当課長会議資料）」との指針もあり、「生命第一」の視点を持ちつつ老人福祉措置事務を実施しております。経済的虐待や親族と疎遠となっている被措置者も多く、身内や相続人が納付に非協力的であることも多く、この結果、早期の債権回収に結びつかず、累積した滞納額を不納欠損処理することもありました。</p> <p>このため、令和3年度より、老人福祉施設措置費負担金における他市の状況を調査し、積極的かつ効率的な滞納管理を検討するとともに、引き続き滞納者への電話・訪問等により滞納者の返済能力の有無を含めた生活状況等をきめ細かく調査し、法的措置を進めていくことといたしました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和2年度	対象部局等	こども未来部	こども家庭課
報告書ページ	53ページ (4)①	区分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>母子生活支援施設措置費負担金徴収額の決定</p> <p>徴収額の基準となる所得税の階層は、市民税課から入手した「課税状況調書」を基に計算しているが、これは市民税の課税計算における所得であり、所得税法による所得税額額と異なる。監査人が確認したところ、所得税法に基づく正しい所得金額によった場合でも世帯の階層区分が同一であった。しかし、負担金徴収額の公平性と正確性を確保するためには適切な資料を入手し、十分なチェックを行うべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>負担金徴収額の決定方法については、施設入所事務取扱要領の未整備及び所得税法ならびに地方税法の認識不足が原因であり、施設入所事務取扱要領を一部改正し、所得税法に基づく提出書類(源泉徴収票ならびに確定申告書の写し)を定めました。同要領の一部改正に伴い、毎年6月を基準とする、所得税による算出が必要な対象者より所得税に基づく提出書類を求めてまいります。</p> <p>また、今後については、人事異動に伴う事務引き継ぎや職場内研修を行い、税法をはじめとする制度理解に努めてまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和2年度	対象部局等	こども未来部	こども家庭課
報告書ページ	53ページ (4)②	区分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>収入未済の管理方法</p> <p>平成30年度の収入未済額は平成28年度及び平成29年度に調定された2件であり、令和2年10月時点でも未回収となっていた（未納額合計207千円）。今後の債権回収管理においては、回収コストを勘案しながら徴収の公平性を確保するために、一定額以上の未納額については法的措置も視野に入れた積極的かつ効率的な回収管理を検討することが望ましい。（要約）</p>			
講じた措置の内容	<p>未納後の通知のみによる対応については、負担金収入取扱事務要領の未整備及び債権管理条例の認識不足が原因であり、負担金収入事務要領を策定し、督促状、電話連絡、臨戸訪問等による納付指導の規定を定めました。</p> <p>今後については、収入管理台帳により、電話連絡や臨戸訪問にて納付指導を行い、納付指導による毎年度納入計画書を作成し、随時適正に債権を管理してまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和 2 年度	対象部局等	こども未来部	こども家庭課
報告書ページ	5 4 ページ (4) ③	区 分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>債権管理台帳の整備</p> <p>債権管理台帳として、「負担金収入明細」が提示された。当該帳票には債務者の月毎の調定額及び納入額が記載されており、負担金の納入状況を管理するために作成されているものである。</p> <p>福島市債権管理条例第 5 条及び福島市債権管理条例施行規則第 4 条では、債務者の氏名及び住所、財産に関する事項、債権の額、債権の発生原因及び発生年月日、履行期限その他履行方法に関する事項、債権の徴収に係る履歴、担保に関する事項等の項目を記載した台帳を整備しなければならないとされているが、債務者毎にこのような項目を網羅した債権管理台帳は作成されていない状況である。</p> <p>債務者毎の情報を網羅的に把握し、債権を適切に管理するために、福島市債権管理条例及び同施行規則に定める項目を備えた債権管理台帳を整備すべきである。</p>			
講じた措置の内容	<p>債権管理台帳の未整備については、負担金収入事務取扱要領の未策定に伴う債権管理条例の認識不足が原因であり、負担金収入事務要領を策定し、債権管理条例における必要事項を定めた収入管理台帳を整備いたしました。</p> <p>今後については、収入管理台帳において債権を適切に管理し、人事異動に伴う事務引き継ぎや職場内研修を通じて再発防止に努めてまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和 2 年度	対象部局等	建設部		路政課
報告書ページ	6 1 ページ (4) ①		区 分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>督促をしても納付のない事業者に対する財産の調査</p> <p>道路占用料の収入未済額の管理において、担当課では占用者の一覧表に督促の経過を記載することで滞納管理を行っている。この一覧表には福島市債権管理条例施行規則により作成が求められている債権管理台帳に記載すべきものとして列挙されている項目のうち、財産の状況に関する事項について記載が行われていない。担当者に質問したところ、路政課では占用料未納者に対する財産の調査自体を行っていないとのことである。</p> <p>道路占用料は強制徴収公債権であり、道路法 7 3 条により督促による納期限までに納付がない場合は強制徴収の手続が必要となるため、督促に応じない未納者については財産の調査を実施し、その状況を一覧表に記載すべきである。</p>				
講じた措置の内容	<p>道路占用料未納者に対して督促に応じない場合は、強制徴収手続きをとるために必要な財産の調査を実施してまいります。</p> <p>令和 3 年度以降は税収納担当部署に依頼し、市税未納者と道路占用料未納者を突合してもらい、市税未納者と重複した場合は当該未納者の財産を調査した状況について情報提供してもらいます。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和 2 年度	対象部局等	建設部	路政課
報告書ページ	6 1 ページ (4) ②	区 分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>破産手続き開始の通知に対する債権申出</p> <p>滞納債権に係る債権管理状況を確認したところ、平成 2 9 年 3 月に破産手続きを開始した旨の通知が地方裁判所より届いているが、平成 2 8 年度の道路占用料の収入未済額について債権申出を行っていないものがあった。</p> <p>原因は当時の担当者の知識不足によるものであるとのことであるが、債務者が破産手続き開始の決定を受けたことを知った場合、直ちに交付要求しなければならないとの定めがある（福島市債権管理条例 1 1 条）。担当事務に関する条例について錯誤のないように研修指導を徹底すべきである。</p>			
講じた措置の内容	<p>破産手続き開始決定通知書が税収納担当部署に送付され、当該部署が管理する債権管理一元化システムにて当該破産手続き開始の旨、各部署に配信されたが、路政課は当該システムを導入していないため、当該破産手続きが開始されたことを把握することができませんでした。なお、破産手続き開始については、官報にて確認することができるが遺漏しており、発覚した時には交付要求期限が過ぎていたため、交付要求を行っていませんでした。</p> <p>令和 3 年度以降は税収納担当部署に依頼し、破産手続きを開始した債権者と道路占用料未納者を突合してもらい、重複した場合は直ちに交付要求を行ってまいります。</p> <p>また、担当事務に関する条例に錯誤のないようにマニュアル等を作成し研修指導を徹底いたします。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和2年度	対象部局等	都市政策部	住宅政策課
報告書ページ	63ページ (4) ①	区分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>市営住宅使用料の滞納者に対する法的措置の基準</p> <p>市営住宅使用料の収入率は、現年度分は直近4か年の平均で98.5%だが、過年度分は33.7%と低い水準である。過年度分の収入率の向上と長期滞納者の減少を図るためには、適時に使用許可取消等の法的措置をとることが有効と考えられ、福島市では「法的措置選定基準」に目安が定められている。</p> <p>当該基準に該当する滞納者について法的措置を実施しない場合、その判断の客観性と公平性を確認できるよう、債権管理台帳等に判断基準を記載した上で、起案書等による決裁承認をとるべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>法的措置該当者基準については、「6か月以上又は10万円以上の滞納者」かつ「再三の納付指導にもかかわらず、誠意を示さない者のうちから、特に悪質と認められる者」としておりますが、法的措置該当者基準による該当の可否を判断した根拠を債権管理台帳へ記載し、また、法的措置該当者を決定した際の決裁承認時に非該当者を含めて判断根拠を明記することとしました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和2年度	対象部局等	都市政策部	住宅政策課
報告書ページ	65ページ (4)②	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>損害金の請求に係る判断の明確化</p> <p>福島市営住宅等条例では、3ヶ月以上の家賃滞納等がある場合、市営住宅の入居者に明渡し請求した翌日以後、近傍同種の住宅の家賃の二倍相当の金銭の徴収をすることができるとされているが、今回の監査で検討した明渡し請求対象者に対して当該金額の請求事例はなかった。条例の文言が「請求できる」との定めであり、その請求は個別判断によるのであれば、判断の客観性と公平性を確保するため、判断基準をマニュアル等により明確にした上、損害金請求の可否に係る判断過程を決裁書等により文書化すべきである。 (要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>一定期間滞納し、明渡し請求対象者である者に対し「住宅明渡等予告書」を送付しておりますが、明渡し請求後に発生する損害金として、近傍同種の住宅の家賃の二倍相当の金銭を徴収することについては、住宅確保要配慮者支援の観点から、個別のやりとりの状況により損害金徴収の可否を判断しております。</p> <p>この判断基準については、「滞納者への事務取扱要領」に規定を追加し、また、損害金請求の可否に係る判断過程は実態調査表へ記録し、請求該当者を決定した際には非対象者一覧とともに決裁承認することといたします。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 3

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	令和2年度	対象部局等	都市政策部	住宅政策課
報告書ページ	65ページ (4)③		区分	意見
意見の内容	<p>収入超過者の滞納者に対する住宅明渡請求及び損害金</p> <p>福島市の市営住宅には条例に規定する収入超過者が一定数居住しており、収入超過者についても市営住宅使用料の未納額が発生している。一方、福島市営住宅等条例では収入超過者に対する明渡努力義務が課せられており、3ヶ月以上の家賃滞納者には住宅明渡請求ができるとされている。まずは滞納の解消を求めるべきであるが、滞納解消について非協力的な滞納者に対しては、条例に基づいて明渡請求することが望ましい。(要約)</p>			
検討内容	<p>一定期間の滞納者に対しては住宅明渡等予告書を送付し滞納解消を図るとともに滞納者とのやりとり(家賃の支払い計画ができている等の信頼関係)の中で、住宅の明渡し請求の可否を判断しております。</p> <p>なお、「6か月以上又は10万円以上の滞納者」かつ「再三の納付指導にもかかわらず、誠意を示さない者のうちから、特に悪質と認められる者」等により法的措置選定基準の該当となった者については、まずは裁判所での話し合いによって紛争の解決を図る手続きである民事調停手続きを行い、できる限り家賃滞納解消等を図っているところです。しかしながら、解決に至らなかった場合には住宅明渡しの請求を行っております。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和 2 年度	対象部局等	都市政策部	住宅政策課
報告書ページ	66 ページ (4) ④	区 分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>分割納付の収納額の充当順位</p> <p>滞納者に対する滞納整理記録の中に、使用者から滞納額の一部入金があった際に、「欠損処理案件であるため最近のものから充当する」との記載があった。過年度未収額のうち最も古い債権を残すことにより時効の完成を促しているものと思われるが、債権の消込順位が恣意的に操作された場合、使用者間の公平性が損なわれる。このため、延滞債権の一部を回収した際には、最も古いものから消し込むことが望ましい。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>滞納者から滞納額の入金があった際には、滞納記録簿から古い債権を消滅させることで不納欠損の縮小化を図ります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和 2 年度	対象部局等	都市政策部	住宅政策課
報告書ページ	67 ページ (4) ⑤	区 分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>債権管理台帳の整備</p> <p>未納額が長期におよび別途収納状況を管理すべき滞納者については滞納整理簿により管理しているが、市営住宅の全ての未納家賃を網羅する管理表は作成されていない。市営住宅債権の件数からすると、その全てについて福島市債権管理条例施行規則に定められた項目を網羅した債権管理台帳を作成する必要性は乏しいと考えるが、一定期間以上の滞納残高を有する債務者については、「債務者の財産に関する事項」を含む債務者毎の債権管理台帳を作成し、以後の債権管理を行うべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>一定期間以上 (6 月以上) 且つ一定額以上 (10 万円以上) の滞納者は法的措置選定のひとつの基準であることから、特に支払い状況ややり取り経過等の管理は必要と認識しております。</p> <p>これらの該当者については、債務者の財産に関する事項も含め調査内容を債権管理台帳へ記録し、債権管理を行ってまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 3

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	令和2年度	対象部局等	都市政策部	住宅政策課
報告書ページ	67ページ (4)⑥		区分	意見
意見の内容	<p>入居時の保証人の適格性審査</p> <p>滞納整理簿を閲覧した結果、未納の市営住宅使用料を保証人に請求した際に、「関係性希薄につき支払拒否」とされている事例が複数件存在した。今後の新規契約締結、または保証人の変更を必要とする場合には、保証人の適格性の審査を十分に行うとともに、適切な保証人がない場合は家賃保証会社との保証契約の締結を積極的に検討することが望ましい。(要約)</p>			
検討内容	<p>連帯保証人は入居者の緊急時の対応など家賃債務の連帯保証等の観点から、連帯保証人は可能な限り市内の親族に、いない場合は市外の親族に、親族がいない場合のみ市内の友人・知人を可としているところであります。</p> <p>なお、今後とも十分に聞き取りを行い確認してまいります。</p> <p>また、家賃債務保証会社による保証制度は令和元年度より導入しており、連帯保証人がいない場合には、保証会社との契約を促し家賃等の保証を確保いたします。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和 2 年度	対象部局等	健康福祉部	生活福祉課
報告書ページ	76 ページ (4) ①	区 分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>不納欠損処理された生活保護法第 78 条による徴収金</p> <p>平成 30 年度に不納欠損処理が行われた生活保護法第 78 条による費用の徴収金について、強制執行等の債権回収手続きが不十分ではないかと考える事例が 2 件あった。これらは不納欠損処理を行う前に、徴収停止や履行延期特約、また債務承認書の入手などによる時効の中断手続きを優先すべきだったと考える。不納欠損処理に当たっては、滞納者の収入や財産による支払能力を十分に検討する必要がある、特に多額の滞納債権については、より慎重に対応すべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>平成 26 年度より、課長、担当係長、担当者、債権担当者 (H27 年度より配置) による債権ヒアリングを年度当初に開催のうえ方針を決定し組織的に対応し、債権回収の方法としては、年 2 回 (4 月、9 月)、催告書を郵送するとともに、ケースワーカーが適宜家庭訪問のうえ粘り強く納付指導を行い債務承認書を入手し時効中断を図り、分割納付による回収を行っております。</p> <p>今回指摘を受けた債権は、生活保護が廃止となった非強制徴収債権 (債務名義取得には議会の議決が必要) のため、ケースワーカーが家庭訪問により納付指導を行っているもののケースワーク業務が終了しているため、履行延期特約等に必要「債務の承認及び納付誓約書」の入手が困難であったことが要因であります。</p> <p>令和 2 年度より、強制徴収債権ではあるが生活保護廃止後の多額の滞納債権 (100 万円以上) について、給与差押えを行っており、今後についても、現状の債権管理方法を継続しながらも多額な高額債権については組織的に対応してまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に (要約) と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和 2 年度	対象部局等	健康福祉部	生活福祉課
報告書ページ	77 ページ (4) ②	区 分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>不納欠損処理された生活保護法第 6 3 条による返還金</p> <p>生活保護法第 6 3 条による返還金の請求が遅滞なく行われていれば、回収不能となった原因である不動産売却代金の他の借入返済への流用は防げたものと思われる事例が検出された。不動産の資産売却等により生活保護費返還金が発生しうる状況を把握している場合は、遅滞なく返還金の請求を行うように努めるべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>指摘された債権については、当時の担当ケースワーカーが体調を崩したことにより組織的に不動産売却状況の把握が遅れたため返還請求の対応に遅滞が生じたものです。</p> <p>この事案を踏まえ平成 26 年度より「資産（不動産）保有台帳」を整備し組織的に不動産の活用状況等の把握を図っております。</p> <p>また、債権管理については平成 27 年度より債権担当者（複数年経験のケースワーカー）を配置し、担当ケースワーカーだけの負担にならないよう組織的に対応しております。</p> <p>現在も上記対応を継続するとともに、新任ケースワーカーには、所内研修を実施し、生活保護手帳に記載のある通り 1 ヶ月以内を目途に債権を起案するよう努めてまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和 2 年度	対象部局等	教育委員会	教育施設管理課
報告書ページ	80 ページ (4) ①	区 分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>給食費の公会計化</p> <p>福島市では、平成 28 年 2 月に公表された「福島市学校給食長期計画 2016」(以下、「長期計画」という。)において、私会計(公会計化していない会計処理)の部分について、『会計の透明性と未納に対する負担の不公平性の解消の観点から「公会計」へ整理・移行する必要があります。』としている。しかし、現在は 5 カ所の給食センターにより給食を実施している 44 校は公会計によっているが、単独給食による 25 校は公会計化しておらず、上記の長期計画の目標が進展していない(令和 2 年度現在)。公会計化に当たっては課題もあるが、会計の透明性確保、未納者への徴収手続及び給食費保護者負担の統一による公平性確保、学校教職員の事務負担の軽減の観点から、公会計化を積極的に進めることが望ましい。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>本市の給食会計の方式については、これまで、単独給食実施校のセンター化に合わせて公会計化を進め、令和 2 年度末現在、給食センター受配校 44 校が公会計、単独給食実施校 25 校が私会計となっております。</p> <p>令和 3 年 3 月に策定した「福島市学校給食長期計画 2021」において、会計の透明性、公平性を確保する観点から、残りの単独給食実施校 25 校についても令和 5 年度からの公会計化を進めることといたしました。</p> <p>令和元年 7 月に学校給食費の公会計化を促進するため文科省より公表された「学校給食徴収・管理に関するガイドライン」や、導入他市の状況を調査し、本市における課題を整理しながら、検討を進めてまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和 2 年度	対象部局等	教育委員会	教育施設管理課
報告書ページ	83 ページ (4) ④	区 分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>債権管理台帳の整備</p> <p>債務者毎の情報を網羅的に把握し、債権を適切に管理するために、福島市債権管理条例及び同施行規則に定める項目を備えた債権管理台帳を整備すべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>指摘事項を踏まえた債権管理台帳を整備いたしました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和 2 年度	対象部局等	商工観光部		産業雇用政策課
報告書ページ	85 ページ (4) ①		区 分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>債権管理台帳の整備</p> <p>債務者数が少ないため、個別債務者の情報はそれぞれ文書化されている。しかし、少なくとも収入未済が発生している債権については、債務者毎の情報を網羅的に把握し、債権を適切に管理するために、福島市債権管理条例及び同施行規則に定める項目を備えた債権管理台帳を整備すべきである。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>債権管理台帳の不備については所管課における債権管理条例の認識不足が原因でありました。</p> <p>今回の指摘をふまえ、全体を集約した債権管理台帳を作成し、関連資料等も当該台帳の資料としてまとめて整理保存いたしました。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和2年度	対象部局等	商工観光部		産業雇用政策課
報告書ページ	87ページ (4)①	区分	○	指摘	
				意見	
指摘等の内容	<p>遅延金の徴収</p> <p>当債権は私債権であるが、交付等に関する要綱に「遅延金を徴するものとする」との定めがある。あえて延滞金（違約金）を課する旨の定めを置いていることからすると、当該規定に従って延滞金を徴収すべきである。なお、延滞金徴収の可否の判断については、恣意性の排除と公平性確保のため、延滞金を徴収しない場合の要件をマニュアル等により明文化すべきである。（要約）</p>				
講じた措置の内容	<p>「遅延金を徴するものとする」との定めがありましたが、当該債権は、税とは違い、私債権であるため、延滞金の徴収の認識がありませんでした。</p> <p>恣意性の排除と公平性確保の観点から、遅延損害金を徴収しない判断として、借り換えによる早期完済で、借り換え後の借入残高がある場合や、著しい業績不振等のやむをえない事由がある場合等と定める要綱の改正を行いました。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和2年度	対象部局等	商工観光部		産業雇用政策課
報告書ページ	88ページ (4)②		区 分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>督促状の発送</p> <p>督促状は当該債権の履行期限から20日以内に発送しなければならないが、平成30年度に収入未済となった債権の一部について督促状の送付状況を確認したところ、いずれも納付期限から20日を超過していた。福島市債権管理条例施行規則に基づいて期限までに督促状を発送すべきである。</p> <p>(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>担当職員が督促状は当該債権の履行期限から20日以内に発送しなければならないとの債権管理条例施行規則の認識不足が原因でありました。</p> <p>包括外部監査以降、同事務において発生した当該債権については、履行期限から20日以内に督促状を発送することといたしました。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和 2 年度	対象部局等	商工観光部	産業雇用政策課
報告書ページ	88 ページ (4) ③	区 分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>債権管理台帳の整備</p> <p>当債権は年間の発生件数が100件以上と多い一方、新規に収入未済となる件数は10件未満と少ないため、新規に調定した債権全てについて債権管理台帳を作成する必要はないものとする。しかし、少なくとも収入未済となった債権については、債務者毎の情報を網羅的に把握し、債権を適切に管理するために、福島市債権管理条例及び同施行規則に定める項目を備えた債権管理台帳を整備すべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>新規に収入未済となる件数は 10 件未満と少なかったため、一覧表による管理を行っておりました。</p> <p>包括外部監査以降、下記事項等を個別に管理をする債権管理台帳を作成し管理を行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債権の名称 ・ 債務者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名) ・ 債務者の財産に関する事項 ・ 債権の額 ・ 債権の発生原因及び発生年月日 ・ 履行期限その他履行方法に関する事項 ・ 債権の徴収に係る履歴 ・ 担保 (保証人の保証を含む。以下同じ。) に関する事項 			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和 2 年度	対象部局等	こども未来部	こども政策課
報告書ページ	91 ページ (4) ①	区 分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>児童手当・特例給付返還金の督促状の発送</p> <p>返還金の履行期限に納付がないことを確認し、対象者へ電話催促を行うとともに督促状を発送することとしているが、平成 30 年度の収入未済の一部に督促状の送付がないものがあったとのことである。福島市債権管理条例施行規則第 5 条により、督促状は履行期限から 20 日以内に発送しなければならない。督促状発送は遅滞なく、かつ、漏れなく実施すべきである。</p>			
講じた措置の内容	<p>督促状の発送漏れについては、債権管理条例の認識不足が原因であり、令和 2 年度以降、債権管理条例第 5 条の規定に基づき督促状を送付しております。</p> <p>今後については、返還金に関する事務の取り扱いや確認等を複数職員にて行い、職場内研修の実施や、人事異動に伴う事務引継ぎを通して、制度理解に努めてまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和 2 年度	対象部局等	こども未来部	こども政策課
報告書ページ	91 ページ (4) ②	区 分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>児童手当返還金の債権管理台帳の整備</p> <p>児童手当返還金は納期限までに納付されるものが大半で、納期限を過ぎたものも比較的短い期間で納付されるため、紙の「児童手当・特例給付 過誤払金返還台帳」で管理しているとのことである。しかし、当該台帳には債権管理台帳に記載すべき事項とされているもののうち、次の項目の記載がない。特に債権徴収履歴は債権管理において重要であり、少なくとも年度末に収入未済となったものについては、記載すべきである（福島市債権管理条例施行規則第 4 条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務者の財産に関する事項 ・ 債権の徴収に係る履歴 ・ 担保（保証人の保証を含む。以下同じ。）に関する事項 			
講じた措置の内容	<p>記載すべき事項の記載がなかったことについて、債権管理条例の認識不足が原因であり、福島市児童手当等過誤払金収納管理要綱の改正により、債権管理条例における台帳記載を必須とされる不足項目を追加しました。</p> <p>今後については、収入管理台帳において債権を適切に管理し、職場内研修の実施や、人事異動に伴う事務引継ぎを通して、制度理解に努めてまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和2年度	対象部局等	こども未来部	こども政策課
報告書ページ	91ページ (4)③	区分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>児童手当返還金の調定金額の妥当性</p> <p>収入未済債権の内容を検討したところ、市側で所得制限超過を看過した結果、過払いが発生しているケースが散見される。このような場合、受給者側が市の対応に不信感を持つことにより延滞が発生しているケースがある。また、発見時期の遅れにより返納すべき金額が大きくなることから、現況届所得審査の際に前年度の所得状況は特に留意して検討することが望ましい。</p>			
講じた措置の内容	<p>所得判定は現況届の提出時（6月）に行うが、申告遅れや修正申告等があった場合に対応が困難なため、発覚が遅れることがあったことから、遅れての申告や修正申告など、所得情報に変更があったものについて、定期的に確認することを業務に新たに追加しました。</p> <p>今後については、修正申告等があった場合、早めに把握し対応を行うことで受給者に納得いただき、返還に応じていただけるよう努めてまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和 2 年度	対象部局等	こども未来部	こども政策課
報告書ページ	9 1 ページ (4) ④	区 分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>児童扶養手当返還金の徴収</p> <p>平成 29 年度に 677, 120 円、平成 30 年度に 1, 267, 440 円の障害者年金との二重受給による過払金が発生しており、いずれも収入未済となっている。③と同様に所得基準による返還金の発生に気づくのが遅れた場合は返納すべき金額が大きくなるため、毎年の現況届の確認の際に、特に年金の受給状況と前年の所得に関して留意して検討することが望ましい。</p>			
講じた措置の内容	<p>非課税公的年金の受給については、本市において年金支払元からの情報が少ないため、受給状況を把握するには、本人からの申し出となることが多く、受給資格者からの申出が遅延したことにより児童扶養手当の併給が長期に及ぶ場合には、高額な返還金が生じる事案が生じております。</p> <p>対応としては、毎年 8 月に実施している児童扶養手当現況届において公的年金の受給状況を聞き取りし、新規公的年金受給者の把握に努め、基礎年金については、国保年金課へ障害基礎年金及び遺族基礎年金の新規受給者について毎月照会を行っています。</p> <p>また、所得状況の変更を把握するために、前月末までに市県民税修正申告等が決定された児童扶養手当受給者をシステムで毎月抽出し、所得額や扶養人数等の修正内容の把握をし、過払いが生じても少額となるよう努めております。</p> <p>今後については、現況届受付開始前の毎年 7 月に開催している、支所担当職員に向けた受付事務説明会の中で改めて公的年金受給者について聞き取り漏れがないよう周知徹底を図ってまいります。</p> <p>また、毎年 4 月に実施している支所担当者会議においても同様に周知徹底を図ってまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和2年度	対象部局等	健康福祉部	長寿福祉課
報告書ページ	94ページ (4)①	区分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>督促状の発送時期</p> <p>滞納者への対応経過記録によると、平成30年度及び令和元年度に発生した未納債権は、発生年度の翌年度の6月1日に催告書を送付している。督促状の発送は法令及び事務処理規程に基づき、納付期限の20日以内に送付すべきである。なお、令和2年度に発生した未納債権については、納付期限の20日以内に督促状が送付されている。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>福島市債権管理条例施行規則第5条により、収入権者は当該債権の履行期限後20日以内に督促状を発する義務があるものの、福島市債権管理条例施行規則及び地方自治法の解釈、運用を誤っておりました。改めて、法令根拠を確認し、督促状の発送時期が誤りであることを認識いたしました。</p> <p>令和2年度以降は法令に基づき督促状を送付しており、令和3年度においても、福島市債権管理条例施行規則等に関し、職員の理解を徹底し、事務の誤りが発生しないようにするとともに、決裁過程にて督促状発送時期の確認を行い、再発防止に努めることといたしました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和2年度	対象部局等	農政部		農林整備課
報告書ページ	103ページ (4)①		区分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>土地貸付料算定基準の明確化</p> <p>飯坂町財産区における財産の貸付は「福島市普通財産貸付料算定基準（以下、「算定基準」という。）」により貸付料が算定されているが、「財産区の財産及び契約に関する条例」には財産区の財産の貸付について算定基準が準用される等の記載はない。このため、財産区の財産の貸付料を算定基準に基づいて算定することについて、明確な基準を設けるべきである。（要約）</p>				
講じた措置の内容	<p>財産区については、市町村合併以前からの契約や地域状況を基に、合併時において市有財産とは別に管理を行ってきた経過があり、合併以前から続く当時の契約金額設定根拠などが不明なものが散見される状況となっております。</p> <p>また、「指摘事項②及び③」の通り、東日本大震災の影響を考慮した例外的取扱いを行っている状況であるとともに、他財産区においても合併以前から続く同様事案があることから、一律での基準設定は困難な状況となっております。</p> <p>このことから、「算定基準」による貸付料算定のうえ、各種例外取扱い事案及び経過状況を踏まえた「指摘事項②及び③」における事務取扱基準の整理を行いました。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和 2 年度	対象部局等	農政部	農林整備課
報告書ページ	103 ページ (4) ②	区 分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>土地貸付料算定の例外的取扱いに係る承認手続</p> <p>飯坂町財産区における区有林土地の貸付料は、市有林土地と同様に、震災前の契約額の 90%としている。しかし、区有林について発議等により市長の承認を得ていることは確認できなかった。飯坂町財産区の区有林について市有林と同様の取り扱いをするのであれば、市長の承認を得た上で行うべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>市有林における例外的取扱い発議決裁を基に、財産区での同様事案についても決裁が行われているものとして取扱ってきたことが原因であります。</p> <p>当該土地貸付契約については、全件ともに令和 3 年 3 月 31 日までの契約事案であったことから、契約更新に伴い「指摘事項③」現行評価額を基にした貸付料の評価確認を行ったうえで、例外的取扱いにて定めた現行単価での貸付が妥当と判断し、令和 3 年 4 月 1 日付け財産区発議として管理者である市長決裁を得た上で更新貸付契約を結んでおります。</p> <p>今後におきましても例外的取扱いを継続する場合においては、契約更新の都度、更新時現行単価と例外的取扱いにて定めた金額の妥当性を比較検討した上で、財産区発議として市長決裁を行うよう事務取扱の整理を行いました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和 2 年度	対象部局等	農政部	農林整備課
報告書ページ	104 ページ (4) ③	区 分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>土地貸付料算定基礎の固定資産税評価額の確認</p> <p>例外的な算定基礎として用いられている現行単価（震災前の契約額）は、過去の資料及び情報が乏しく算出根拠不明という状態であった。貸付料の算定基礎となる固定資産税評価額等に基づき、改めて現行の貸付料の妥当性を疎明する資料を整えるべきである。（要約）</p>			
講じた措置の内容	<p>市有林における震災後の例外的取扱い発議を基に、例外的取扱いにおける算定金額を継続するものとした安易な契約更新取扱いを継続していたことが原因であります。</p> <p>当該土地貸付契約については、全件ともに令和 3 年 3 月 31 日までの契約事案であったことから、契約更新に伴い現行評価額を基にした貸付料の評価確認を行い、現行評価額及びその比較検討資料を整理したうえで、契約更新発議資料として整理を行いました。</p> <p>今後におきましても例外的取扱いを継続する場合には、同様資料の整理に努めてまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和 2 年度	対象部局等	財務部		納税課
報告書ページ	106 ページ (4) ①		区 分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>延滞金の徴収及び計算</p> <p>福島市介護保険条例において、納期限後にその保険料を納付する場合に延滞金を加算する旨の定めがあるが、実際には未納者から延滞金は徴収していない。令和 3 年度からは介護保険料の債権管理は納税課に移管され、納税課の滞納管理システムが利用可能とのことであり、今後は、介護保険料の未納者に対して延滞金を徴収すべきである。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>徴収業務の一元化により、令和 3 年 4 月から介護保険料の債権管理は納税課に移管され、納税課の滞納管理システムにおいて債権管理が実施されることから、今年度より延滞金を徴収してまいります。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和2年度	対象部局等	健康福祉部	介護保険課
報告書ページ	107ページ (4)②	区分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>減免・免除に係る関係書類の保管</p> <p>「東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例」では、東日本大震災により特に甚だしい被害を受け、介護保険料の負担能力を著しく喪失したと認められる第一号被保険者については、市長が別に定める上位所得層を除き、帰還困難区域等の居住していた区域により、平成22年度から令和2年度まで保険料が免除される。</p> <p>平成30年度において、前年度からの免除継続者の震災減免関係の資料を閲覧したところ、免除対象外となる上位所得層については確認した旨の報告を担当課より受けた。しかし、確認した際の資料は確認後に廃棄したとのことであった。</p> <p>免除該当者であるかの確認作業は非常に重要であり、免除対象外にもかかわらず免除を続けることがないように、確認資料は免除を承認する際の資料として回覧され、適切に保管することが望ましい。</p>			
講じた措置の内容	<p>確認に要した資料については裏付け資料として用いているものの、保管に関する認識が係内で希薄であったため、減免事項に該当することを確認した後に個人情報として処分している状況がございました。今後は下記により適切に対応してまいります。</p> <p>①減免対象外となることを裏付ける上位所得層の確認文書につきましては減免審査に用いた後に、回覧したうえで文書として適切に保管してまいります。(令和3年4月より)</p> <p>②減免対象候補者リスト(エクセルデータ)に「上位所得層確認欄」を新設し、裏付け資料により確認済であることを明示することでデータとしても確認状況を保存することとし、介護保険料の減免決定の事務に疑義が生じないよう細心の注意を払ってまいります。(令和3年4月より)</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和 2 年度	対象部局等	財務部		納税課
報告書ページ	107 ページ (4) ③		区 分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>債権管理台帳の整備</p> <p>債務者毎の情報を網羅的に把握し、債権を適切に管理するために、福島市債権管理条例及び同施行規則に定める項目を備えた債権管理台帳を整備すべきである。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>徴収業務の一元化により、令和 3 年 4 月から介護保険料の債権管理は納税課に移管されたことから、債権管理台帳については納税課の滞納管理システムにおいて整備をしております。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和 2 年度	対象部局等	財務部	納税課
報告書ページ	110 ページ (4) ②	区 分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>延滞金の算定方法</p> <p>分納の約束をした者については、分納約束日までの延滞日数で延滞金の計算を停止し、約束日時点で延滞金を確定させている。このような例外的な延滞金計算はマニュアルや取扱要領等の定めはなく、債権回収促進を目的とした優遇措置として慣習的に行われている。</p> <p>令和 3 年度より、後期高齢者医療保険料の債権管理は納税課に移管される予定であり、①の延滞金の算定期間とともに、回収促進、事務処理の効率性等の観点から、改めて全体の取扱いを見直すべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>徴収業務の一元化により、令和 3 年 4 月から後期高齢者医療保険料の債権管理は納税課に移管され、納税課の納税管理システムにおいて債権管理が実施されることから、今年度より延滞金を徴収してまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和 2 年度	対象部局等	財務部		納税課
報告書ページ	110 ページ (4) ③		区 分		指摘
				○	意見
指摘等の内容	<p>滞納処分等</p> <p>平成 30 年度における不納欠損額は 7 百万円である。滞納者に対しては、通知、電話及び臨戸訪問による催告、納付相談や分納相談等を行っているが、人員不足による業務多忙等の制約により、滞納者を網羅的に調査し、財産調査及び滞納処分等を行なうことはできていない。令和 3 年度より後期高齢者医療保険料の債権管理が納税課に移管されるため、負担の公平性と福島市の滞納債権の回収率向上のため、より積極的な債権の回収管理を進めることが望ましい。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>徴収業務の一元化により、令和 3 年 4 月から後期高齢者医療保険料の債権管理は納税課に移管されたことから、公平・公正の原則に立ち、財産の差押や公売など厳正なる滞納処分を実施してまいります。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和2年度	対象部局等	財務部		納税課
報告書ページ	111ページ (4)④		区 分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>債権管理台帳の整備</p> <p>債務者毎の情報を網羅的に把握し、債権を適切に管理するために、福島市債権管理条例及び同施行規則に定める項目を備えた債権管理台帳を整備すべきである。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>徴収業務の一元化により、令和3年4月から後期高齢者医療保険料の債権管理は納税課に移管されたことから、債権管理台帳については納税課の滞納管理システムにおいて整備をしております。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和 2 年度	対象部局等	こども未来部	こども家庭課
報告書ページ	1 1 2 ページ (4) ①	区 分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>督促状の発送状況</p> <p>福島市債権管理条例第 5 条により、督促状は納期から 20 日以内に発送しなければならないが、平成 30 年度の 4 月から 11 月までの未納者に対する督促状が、指定納期の 20 日以内に発送されていなかった。4 月から 8 月までは、それぞれ 7 月から 11 月の月初に送付され、2 ヶ月以上の遅れとなっていた。ただし、12 月納期分からは指定納期の 20 日以内に送付されており正常化された。</p> <p>これは県からの制度移管後の過渡期に発生した処理遅れであるが、今後、類似のケースがある場合には十分留意し、督促状の送付遅延が発生しないようにすべきである。</p>			
講じた措置の内容	<p>督促状の指定期限については、当該事務要領の未整備及び債権管理条例の認識不足が原因であり、平成 30 年 1 2 月納期分より、債権管理条例第 5 条の規定に基づき督促状を送付しております。</p> <p>今回の指摘を受け、取扱事務要領に「納期日から 20 日以内に督促状を送付する旨」を明記（取扱事務要領の一部改正）し、事務スケジュールの管理を複数職員にて行ってまいります。</p> <p>また、今後については、人事異動に伴う事務引き継ぎや職場内研修を行い、制度理解に努めてまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和 2 年度	対象部局等	健康福祉部	保健総務課
報告書ページ	118 ページ (4) ①	区 分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>債権管理台帳の整備</p> <p>債務者毎の情報を網羅的に把握し、債権を適切に管理するために、福島市債権管理条例及び同施行規則に定める項目を備えた債権管理台帳を整備すべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>「福島市特定診療科医師研究資金貸与金」の債権管理台帳について、福島市債権管理条例施行規則第 4 条で定める以下の項目を網羅しておりませんでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務者の住所 ・債務者の財産に関する事項 ・債権の徴収に係る履歴 ・担保（保証人の保証を含む）に関する事項 <p>債務者毎に情報を整理し、福島市債権管理条例施行規則第 4 条に基づいて、不足していた項目を追加記載しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和 2 年度	対象部局等	都市政策部	下水道総務課
報告書ページ	1 2 2 ページ (4) ①	区 分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>延滞金の計上</p> <p>下水道負担金の滞納金は、滞納者の生活状況等を考慮し、現年度分を滞納させず、過年度分の早期整理を行うため、基本的には延滞金を加算せずに納付を促している。下水道負担金の滞納債権に係る延滞金に関して、客観性と公平性を担保するために、延滞金を加算する基準をマニュアル等で明確に定めることが望ましい。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>延滞金の加算について、今年度から取扱い基準を定めました。基準に則り、客観性と公平性を担保した受益者負担金の徴収に努めてまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和2年度	対象部局等	都市政策部	下水道総務課
報告書ページ	1 2 3 ページ (4) ②	区 分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>不納欠損処理した未納者に対する負担金及び使用料の計上</p> <p>「下水道使用料不納欠損処理リスト（データ）」を閲覧したところ、不納欠損処理には、生活困窮の状況で時効の完成により欠損処理したものが含まれている。一方で、直近の「下水道使用料滞納整理票」には生活困窮により不納欠損処理を行った未納者の滞納債権が新たに滞納債権として計上されている。生活困窮により債権回収が望めない場合は、地方自治法の規定により、地方税と同様に滞納処分の執行停止を行い、停止した3年間で資力の回復が見込めない場合に不納欠損処理することが望ましい。 (要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>負担金については、令和2年度から滞納処分の停止を行い、徴収緩和に努めております。使用料につきましては、地方公営企業が提供するサービスであり、受益者負担の原則に基づき、受益量に応じて経費を負担すべきものであることから、過年度分の未納を滞納処分の執行停止とし徴収緩和に努める一方で、個々の資力を見極めながら、現年度分優先の納付指導を行い、新規滞納の抑制に努めてまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和 2 年度	対象部局等	都市政策部	下水道総務課
報告書ページ	1 2 6 ページ (4) ①	区 分		指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>不納欠損処理した未納者の事後処理について</p> <p>分担金及び使用料に関する直近 3 年度（平成 29 年度～令和元年度）の不納欠損処理は使用料 1 件のみであり、金額は 7,454 円（平成 23 年 6 期分）である。欠損処理調書を閲覧したところ、当該未納者は生活困窮の状態であり、今後も状況が回復し納付することが見込めないため、時効の完成により欠損処理したものである（福島市債権管理条例第 15 条第 1 号）。一方で、平成 30 年 6 期の「督促状農集一覧表」に同未納者の滞納債権が新たに督促対象として計上されている。</p> <p>本件事例のケースは生活困窮により債権回収が見込めず、かつ、債権が少額で取立費用に見合わないものとする。したがって、時効に達するまで債権を長期間管理する事務負担を軽減するため、福島市債権管理条例第 12 条第 2 項第 3 号の規定により徴収停止を行い、同第 15 条第 4 号の規定により債権放棄を行うことが望ましい。</p>			
講じた措置の内容	<p>使用料につきましては、地方公営企業が提供するサービスであり、受益者負担の原則に基づき、受益量に応じて経費を負担すべきものであることから、生活困窮による過年度分の未納を徴収停止とし徴収緩和に努める一方で、個々の資力を見極めながら、現年度分優先の納付指導を行い、新規滞納の抑制に努めてまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。